菊川市ふるさと納税サポート業務委託プロポーザル実施要領

この要領は、本市ふるさと納税サポート業務委託の契約候補者を、公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定める。

１　業務目的

市は、受託者が持つアイデアやノウハウを活用し、本市へのふるさと納税寄附の受付や、ふるさと納税管理システムの管理、寄附者対応などとともに、本市の寄附件数及び寄附額の増額に向けた取組を委託することで、ふるさと納税制度を活用した本市及び市内事業者の発展を図ることとする。

２　実施内容

(1) 業務名
菊川市ふるさと納税サポート業務委託

(2) 業務内容
別紙「菊川市ふるさと納税サポート業務委託　仕様書」のとおり

(3) 実施形式
公募型プロポーザル方式

(4) 委託料の上限額
寄附額に対して5.5％以内の金額（税抜金額）
ただし、寄附受付開始までの準備期間に発生した費用については負担しない。

(5) 業務委託期間
令和６年４月１日から令和９年３月31日までとする。
ただし、業務委託期間中に申し込みのあった寄附者に返礼品が届くまでは、業務委託期間終了後においても、受託者は、本契約に基づき、適切に対応するものとする。
なお、令和６年２月菊川市議会定例会において、本業務委託に必要な予算が成立しなかった場合には、本契約を締結しない。

３　参加資格

次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４に該当する者ではないこととする。（同条第２項については、審査会から３年前までの期間に該当する者ではないこととする。）

(2) 菊川市の入札参加資格参加基準による入札参加の資格制限に該当しないこととする。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこととする。

(4) 法人税及び消費税及地方消費税の未納がない者とする。

(5) 次のいずれにも該当しない者とする。

ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「法」という。）第２条第２号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ　個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第２条第６号に規定する暴力団員。以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下各号において同じ。）である者

ウ　法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものをいう。）が暴力団員等である者

エ　自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ　暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ　暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ　相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約、その他の契約を締結している者

４　スケジュール

項　目	期　日
参加申込書提出期限	令和６年２月29日正午
参加資格審査結果通知	令和６年３月４日
質問提出期限	令和６年３月５日正午
質問への回答	令和６年３月７日までに随時回答する
企画提案書提出期限	令和６年３月19日
書類審査結果通知	令和６年３月22日
審査会（プレゼンテーション）	令和６年３月26日
審査結果通知	令和６年３月27日
見積書提出期限	令和６年３月29日
契約日（予定）	令和６年４月１日

５　質問の受付及び回答

(1) 提出期限

令和６年３月５日（火）正午必着

(2) 質問書の提出方法

質問書（様式第６号）に記入の上、持参、郵送又は電子メールにより提出すること。持参による提出は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に基づく国民の祝日を除く平日の午前８時30分から午後５時までとする。電話による質問は受け付けない。

(3) 提出先
〒439-8650　静岡県菊川市堀之内61番地　菊川市役所本庁３階
菊川市　建設経済部　商工観光課
電子メール：shoukou@city.kikugawa.shizuoka.jp
(4) 質問に対する回答方法及び回答日
質問を受け付け、２日後を目安に市ホームページにて随時回答する。
(5) 説明会
本プロポーザルに関する説明会は開催しない。

６　参加申込書・企画提案書等の提出

(1) 参加申込及び資格確認に必要な書類（１部）
ア　参加申込書（様式第１号）
イ　利用システムに関する調書（様式第２号）
ウ　企画提案応募に係る誓約書（様式第３号）
エ　直近２期分の決算書又は収支状況が分かる書類
オ　定款の写し
(2) 企画提案に必要な書類（正本１部、副本７部）
ア　会社概要（様式は任意）
※パンフレットなど会社等の概要が分かるものを添付すること。
イ　業務実施体制調書（様式第４号）
ウ　企画提案書（様式第７号）
※詳細については任意様式も可。
エ　その他企画提案の説明に必要な書類
オ　登記事項証明書又は登記簿謄本
カ　納税証明書（写し可。「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納がないことを証明するもの。）
(3) 提出期限
参加申込書　令和６年２月29日（木）正午必着
企画提案書　令和６年３月19日（火）午後５時必着
(4) 提出方法
ア　参加申込書
持参、郵送又は電子メールにより提出すること。持参による提出は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に基づく国民の祝日を除く平日の午前８時30分から正午までとする。
イ　企画提案書
持参又は郵送により提出すること。持参による提出は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に基づく国民の祝日を除く平日の午前８時30分から午後５時までとする。
(5) 提出先
〒439-8650　静岡県菊川市堀之内61番地　菊川市役所本庁３階

菊川市　建設経済部　商工観光課
電子メール：shoukou@city.kikugawa.shizuoka.jp

(6) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査結果は、令和６年３月４日（月）までに電子メールにて通知する。

なお、参加資格に満たないと判断された事業者は、通知をした日の翌日から起算して７日以内にその理由について書面（任意様式）にて説明を求めることができる。回答は電子メールにより行う。

(7) 参加辞退

参加申込書の提出後に辞退を希望する者は、辞退届（様式第５号）を令和６年３月７日（木）午後５時までに持参、郵送又は電子メールにより提出することとする。

７　候補事業者の選定

(1) 書類審査

４者以上の提出があった場合、書類審査を行う。

ア　審査基準

別紙「評価基準」に基づき行う。

イ　審査結果の通知

審査結果は令和６年３月22日（金）に電子メールにより通知する。なお、参加資格に満たないと判断された事業者は、通知をした日の翌日から起算して７日以内にその理由について書面（任意様式）にて説明を求めることができる。回答は、電子メールにより行う。

(2) 審査会（プレゼンテーション）

ア　開催日

令和６年３月26日（火）

イ　審査基準

別紙「評価基準」のとおり

ウ　審査方法

(ｱ) 候補者のプレゼンテーションの開始時間については、追って通知する。

(ｲ) 候補者の選定は、別紙「評価基準」に基づき、審査委員会の各委員の評価点の合計により順位をつけ、最も評価点の高い提案者を、候補者として選定する。

(ｳ) 候補者の選定にあたっては、評価点の合計が60％未満の者を、失格とする。

(ｴ) 説明時間は、提案内容の説明を30分以内とする。その後、審査委員会の各委員から10分間の質疑応答時間を設ける。

(ｵ) 審査会の会場への入室は３名以内とする。

８　参加申込者の失格要件

(1) 参加資格を満たさない場合。

(2) 参加申込書・企画提案書等に虚偽の記載をした場合。

９　提案者の失格要件

(1) 契約候補者を決定するまでの間に参加資格を満たさなくなった場合。
(2) 参加申込書・企画提案書等に虚偽の記載をした場合。

10　企画提案書の取扱い

(1) 提出された企画提案書等は、返却しない。
(2) 企画提案書等の作成並びに提出に要する費用は、提案者の負担とする。
(3) 企画提案書の作成については、１事業者１提案とし、企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は原則認めない。

11　企画提案書の著作権

(1) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属する。
(2) 市は、プロポーザルの手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等をすることができる。
(3) 市は、提案者から提出された企画提案書等について、菊川市情報公開条例の規定による請求に基づき、第三者に開示することができる。

12　契約の締結

市は契約候補者と協議し、企画・提案内容を反映した仕様書を調整のうえ、契約候補者と見積合せを行い、予定価格の範囲内で随意契約を締結する。ただし、契約候補者が、参加資格を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。この場合、次順位候補者を契約候補者に選定する。

13　その他

(1) 本プロポーザルの応募に要する一切の費用は、参加申込者の負担とする。
(2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨
　ア　言語　日本語
　イ　通貨　日本国通貨
(3) 契約書作成の要否
　　要する。

14 問合せ先

菊川市建設経済部商工観光課産業振興係
電　　話　0537-35-0936
F　A　X　0537-35-2114
電子メール　shoukou@city.kikugawa.shizuoka.jp

＜参考：提出書類＞

1　参加申込及び資格確認に必要な書類

名　称	様　式	部　数
参加申込書	様 式 第 1 号	1部
寄附管理システムに関する調書	様 式 第 2 号	1部
企画提案応募に係る誓約書	様 式 第 3 号	1部
直近２期分の決算書又は事業報告書	任　意　様　式	1部
定款の写し	任　意　様　式	1部

2　企画提案に必要な書類

名　称	様　式	部　数
会社概要	任　意　様　式	正本１部、副本７部
業務実施体制調書	様 式 第 4 号	正本１部、副本７部
企画提案書	様 式 第 7 号	正本１部、副本７部
その他提案に必要な書類	任　意　様　式	正本１部、副本７部
登記事項証明書又は登記簿謄本	―	1部
納税証明書	―	1部

3　質問に必要な書類

名　称	様　式	部　数
質問書	様 式 第 6 号	1部

4　参加辞退

名　称	様　式	部　数
辞退届	様 式 第 5 号	1部